

生徒指導資料No. 35

平成25年8月

児童生徒の命を守る指導の在り方について

広島県教育委員会

1はじめに

警察庁の発表によると、わが国の年間自殺者数は、平成24年度に15年ぶりに3万人を下回ったものの、小学生・中学生・高校生の自殺者数が336人にのぼるなど、依然として深刻な社会問題となっています。

青少年期の心の健康は、その後の人生の基礎となる重要な課題であり、今こそ、児童生徒の自殺予防など、児童生徒の命を守る指導の充実が必要となっています。

2命の教育の意義

命の教育とは、命の大切さについて考えさせる指導であり、児童生徒が生や死の意味について真剣に考え、かけがえのない命や人生が一度しかないことについて理解し、命の大切さとともに生きる喜びを実感できるよう指導することが大切です。

(1) 命を取り巻く危機的状況について

暴力行為・いじめ・薬物乱用・デートDV・自傷行為・自殺など、他者や自分自身を傷つける児童生徒が後を絶ちません。



ことが指摘されています。

(2) 命の教育の必要性について

ある県で小学校5年生から中学校2年生に対して、命に関するアンケート調査を行ったところ、「人は死んでも生き返る」と思っている子どもが10%弱いたことなどを考えると、児童生徒の命の重みに関する感受性が弱まっているとも考えられます。

(3) 命の教育を進める視点

道徳の時間はもとより、総合的な学習の時間や教科（国語や理科、生活科や公民、保健体育など）の中で、また、特別活動等との関連も図りながら、生と死や命に関わるテーマを立て、



教育課程全体を見渡して、命の教育に取り組むことが求められます。

実施に当たっては、次の4点に留意する必要があります。

1

児童生徒が自分自身を価値ある存在として認め、自分を大切に思う自尊感情をはぐくむ

- 学校の教育活動全体を通じ、生徒指導の三機能を生かすことが大切です。
- 日ごろから児童生徒一人一人の言葉に耳を傾け、その気持ちを敏感に感じ取ろうとする姿勢が重要です。
- 児童生徒が努力した結果や過程を見逃さず賞賛することが大切です。

2

命の大切さを実感できるような自然や人と豊かに関わる体験活動の充実を図る

- 豊かな人間性や社会性をはぐくむためには、様々な体験活動の機会を意図的、計画的に提供する必要があります。

3

児童生徒個々の発達の段階に配慮する

- 各学校段階や各学年段階、また年齢と共に形成されてくる精神性や社会性の程度とともに、個々の児童生徒の状況を十分に踏まえることが大切です。

4

教員自身が生と死や命に向き合う自らの姿勢を問い合わせるための研修の充実を図る

- 年間を通じて計画的に研修を実施するなど、教員一人一人が絶えず研修に努めるという心構えが大切です。

3 暴力行為やいじめ等の被害を受けた児童生徒等への適切な対応について

学校は、被害を受けた児童生徒を（物理的、心理的に）守るという視点を強く持って対応することが大切です。繰り返し被害を受けたり、



「また被害を受けるのではないかといった不安」を持って学校生活を送ったりするなど、安心して登校できない状況とならないよう、被害を受けた児童生徒への配慮や適切な支援を行うことが大切です。

そのためには、暴力行為やいじめ等の問題行動に係る事実確認を行う際や加害児童生徒が被害児童生徒に謝罪する際にも配慮が必要です。

(1) 問題行動に係る事実確認を行うまでの配慮事項等

- ア 複数の教員で被害と加害児童生徒双方から個別に事実を確認します。【力関係への配慮】
- イ 時間(時刻)、場所等に配慮します。特に、多くの児童生徒がいる場面での呼び出し等は避けます。【周囲の児童生徒との関係への配慮】
- ウ 被害児童生徒に対しても、事実確認の後、学校はどういう指導を進めるのかなどを丁寧に説明します。【被害児童生徒に安心感を持たせる対応】

エ 事実確認の概要については、必ず教員が保護者に説明します。【被害児童生徒の心理的負担感の軽減】【学校としての指導方針の正確な伝達】



(2) 謝罪の場における留意事項

暴力行為やいじめ等の問題行動の指導に当たっては、関係児童生徒と保護者等による謝罪の場を設けることで、被害児童生徒に安心感を持たせることができます。

謝罪に係る指導の進め方について

1 目的

問題行動に対する特別な指導の一つであり、被害と加害の児童生徒間の関係修復や加害児童生徒への問題行動に対する反省を深めさせ、関係児童生徒の今後の生活をより良いものにするために行うものです。

2 留意点

(1) 加害児童生徒への事前指導

「何をしたのか」、「何がいけなかったのか」、「相手にどのような迷惑をかけたのか」、「今後どうすればよいのか」といった項目を、謝罪の場に臨む前に整理させることが大切です。

⇒ 事前指導が不十分なために、被害児童生徒及び保護者に謝意が伝わりにくくなる場合があります。

(2) 被害児童生徒及び保護者への事前説明

なぜ、謝罪の場を持つのか、その目的や謝罪の場の進め方について、事前に丁寧に説明しておくことが重要です。

⇒ 説明が不十分なために、被害児童生徒が過度に不安感を持ったり、保護者が感情をぶつける場になってしまったりする場合があります。

(3) 司会進行

特別な指導の一つであり、組織的に実施するものであるため、生徒指導部員、担任等が立会いのもと、生徒指導部員が司会進行します。

⇒ 加害児童生徒が反省を述べる態度でないなど、謝罪の場としての目的が達成できないと判断せざるを得ない場合があります。

(4) 振り返り

加害児童生徒に対して、謝罪の場の後に、振り返り指導を丁寧に行うことで、被害児童生徒及び保護者の感情に気づくことができます。

⇒ 振り返りが不十分な場合、「謝られた」などの感情を抱いたままになり、反省が深まらない場合があります。

(3) 定期的な面接等による被害児童生徒の状況把握

加害児童生徒による謝罪終了後も担任や生徒指導部員、部活動顧問、養護教諭、スクールカウンセラー等が、当該児童生徒に対して

計画的に面接を行い、出欠状況や新たな被害を受けていないか（客観的事実）とともに、不安や悩みはないか（心理的事実）などについて把握します。

(4) 関係機関等との連携

ア スクールカウンセラーとの連携

スクールカウンセラー配置校にあっては、計画的に被害児童生徒の心のケアのためのカウンセリングを実施し、当該児童生徒の不安等を減少させるとともに、状況を組織的に共有します。

イ 関係機関との連携

学校だけで被害児童生徒への対応のすべてを行うことは困難であるという認識を持つことが大切です。そのため、より専門的な援助が必要と判断した場合には、被害を受けた状況を踏まえて、警察やこども家庭センター、精神保健福祉センター等と連携します。

(5) 教育相談の充実

ア 体制づくり

教育相談は、学校生活において児童生徒と接する教員にとっての不可欠な業務であり、学校における基盤的な機能の一つといえます。教育相談の機能が發揮されるためには、学校が一体となって対応することができる校内体制を構築する必要があります。

イ 校内研修

教育相談で必要とされる教員の資質としては、人間的な温かみや受容的態度が成熟しているなどの人格的な資質と、実践に裏付けられたアセスメントやコーピングなどに関する知識と技術の両面が大切です。これらをバランスよく磨くことが、教員研修では必要です。

コーピングとはストレスに対処

するための働きと行動のことです

生活する中で、「困った」、「つらい」などの否定的感情が要因となり、ストレス反応が生じる。この嫌悪的で不快なストレス反応を低減させ、増幅させないことを目的とした認知機能、又はそのための対処法をコーピングと呼んでいます。コーピングをうまく機能させるためには、児童生徒への共感的立場で理解を図り、対応を考える必要がある。

【生徒指導提要 p.97 「第5章 教育相談 第2節 教育相談体制の構築」参照】

(6) 性的被害を受けた児童生徒の心身のケアについて

性的虐待や性的被害などに遭遇した児童生徒は、外傷後ストレス障害（P T S D）を引き起こすことも多く、心身に及ぼす影響は深刻なものが多いため、対応が難しいケースがあります。性的被害が疑われる場合は、早期に専門家に相談する必要があります。

その上で、養護教諭、担任、学校医、スクールカウンセラーなどが連携し、援助していくとともに、こども家庭センターや医療機関などと連携して、対応に当たることが大切です。



ポイント

被害にあった児童生徒に対して関係者が次々と本人に何度も同じ質問をすることによる二次的被害を避けるよう、最大限の配慮が求められます。

4 児童生徒の自殺の防止について

自殺は様々な要因が複雑に関連して生じる現象です。危険因子が多く当たはまる児童生徒には、潜在的に自殺の危険が高まる可能性があるので、早い段階で、専門家から助言が受けられるよう働きかける必要があります。

(1) 自殺の危険因子

自殺の危険因子の中でも、次の4点には、特に留意する必要があります。

重 要 1 自殺未遂歴

これまでに自殺未遂に及んだことがあるという事実は最も深刻な危険因子です。手首自傷（リストカット）や過量服薬といった、たとえ死に直結しない自傷行為であったとしても、適切なケアを受けられないと、その後も同様の行為を繰り返して、自殺が生じる危険が高いのです。

重 要 2 心の病

中高生くらいの年代になると、自殺の危険の背景に十分にコントロールされていない心の病が存在する場合があるので、その疑いがあるときには専門医による治療が欠かせません。

重 要 3 孤立感

自殺を理解するキーワードは「孤立感」です。児童生徒が自分の居場所を失ってしまったと強く感じるような状況に陥っていないか注意を払う必要があります。

自殺はある日突然何の前触れもなく起きるというよりは、それに先立って無意識的な自己破壊傾向がしばしば生じてきます。自分の健康や安全が守れないような行動が起きていないかという点に注意を払います。

(2) 自殺の危険を感じた場合の対応

自殺の危険を察知した場合の対応としてTALKの原則があります。これは、「Tell」、「Ask」、「Listen」、「Keep safe」の頭文字をとったまとめたものです。

A 子どもに向かって心配していることを言葉にして伝えます。

死にたいくらいつらいことがあるのね。とってもあなたのことが心配だわ。

A 真剣に聞く姿勢があるならば、自殺について質問しても構いません。むしろ、これが自殺の危険を評価して、予防につなげる第一歩となります。

どんなときに死にたいと思ってしまうの?

L 傾聴です。叱責や助言などをせずに子どもの絶望的な訴えに耳を傾けましょう。

K 危険を感じたら、子どもを一人にせず一緒にいて、他からの適切な助言を求めてください。自殺未遂に及んだ事実があるならば、保護者にも知らせて、子どもを医療機関に受診させる必要があります。

(3) 医療機関との連携

自殺の可能性の高い児童生徒を支えていくには、学校・家庭・医療機関が緊密な連携をとりながら、長期的な治療計画を立てる必要があります。独力で対応するのではなく、それぞれの立場でできることは何かを考えながら、協力関係を打ち立てなければなりません。

(4) 子どもに必要な自殺予防の知識

自殺の危険の高い児童生徒への対応をよりスムーズにするには、日常の教育活動の中で次のような取組を行うことが大切です。

ア ひどく落ち込んだときは相談する

ひどく落ち込んで解決が難しいと思われる問題が起こったとき、もちろん自分の力で乗り越えようとするることは大切です。しかし、人に相談できることも生きていく上ではばらしい能力だということを普段から伝えておくことも大切です。

イ 友達に「死にたい」と打ち明けられたら、信頼できる大人につなぐ

ある中学校の調査では、友達から死にたいと打ち明けられたことのある生徒は2割にものぼっています。しかし、話を聞くといった関わりをした生徒は16%，大人に相談した生徒は3%にしかすぎないという結果が報告されています。

「死にたい」と打ち明けられたら、その友達の気持ちを大事にしながら話を聴いて、信頼できる大人につなぐことがとても大切であるという点を強調します。子どもの場合、相手に同調することで共に自殺の危険が増してしまう場合も考えられるからです。

ウ 自殺予防のための関係機関について知つておく

自殺予防のための相談機関や医療機関にはどのようなものがあるか普段から知つておくことも必要です。日頃から解決のための選択肢を増やしておくことは、死を考えるほど行きづまつたときに命を救うになります。

5 おわりに

暴力行為やいじめ等の生徒指導上の諸問題の背後には加害児童生徒とともに、被害を受けている児童生徒の存在があります。

学校は安全で安心して通える場所でなければなりません。加害児童生徒が行った問題行動には毅然とした指導を行い、反省を促すとともに、被害児童生徒に対しては、定期的・計画的に状況把握やカウンセリングを行うなど、被害児童生徒の立場に立った継続的な支援の視点が大切です。

また、児童生徒がかけがえのない命を自ら絶つことがないよう、子どもたちの「助けて！」という心の叫びを敏感かつしっかりと受け止める必要があります。子どもの自殺予防のために、学校単独の努力では十分な成果が上がりません。家庭、地域、学校、関係機関が協力し、子どもの自殺予防に全力を挙げて取り組む必要があります。

【参考文献】

- 生徒指導提要 平成22年3月 文部科学省
- 生徒指導のてびき(改訂版) 平成22年3月 広島県教育委員会
- 児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議(平成23年度)(第4回) 議事要旨
- 教師が知っておきたい子どもの自殺予防 平成21年3月 文部科学省